

## 第4章 認定の手続

建築物等の用途の制限に関する認定を受けようとするものは、以下に定める手続を行わなければならない。認定手続の流れ及びその他の法令等に基づく手続との関係を「11 手続フロー」に示す。

なお、申請・届出等の書類は、特に記載のないものは「まちづくり推進課」へ提出すること。

### 1 事前相談

計画の変更が可能な時期までに、市に事前相談を行うこと。事前相談にあたっては、「13 必要書類」に示す資料一式を添付し、市へ提出すること。

事前相談終了後、市は事前相談確認書（様式 14）を交付する。

### 2 事前協議

「1 事前相談」を経た上で、計画の変更が可能な時期までに市と事前協議を行うこと。事前協議にあたっては、事前相談確認書の意見について検討した上で「13 必要書類」に示す資料一式を添付し、市へ提出すること。

### 3 街づくり推進会議（分科会）

市は、「2 事前協議」に係る計画について、有識者で構成される街づくり推進会議（分科会）の意見を聴くものとする。

認定を受けようとするものは、本会議に参加して計画概要及び近隣住民説明等の結果を説明すること。

市は、本会議の結果を踏まえた上で事前協議済書（様式 15）を交付する。

### 4 認定申請

「3 街づくり推進会議（分科会）」を経た上で、市へ認定申請すること。認定申請にあたっては、事前協議済書の意見について検討した上で「13 必要書類」に示す資料一式を添付し、市へ提出すること。

認定審査完了後、市は認定通知書（様式 16）を交付する。

### 5 その他の法令等に基づく手続関係

「4 認定申請」に係る資料一式及び認定通知書の写しを、まちづくり計画課へ行う地区計画の届出（都市計画法第 58 条の 2 第 1 項）及び開発事業に関する協議（大和市開発事業の手続及び基準に関する条例第 22 条第 1 項）並びに建築主事又は指定確認検査機関へ行う建築確認の申請（法第 6 条第 1 項）に添付すること。

## 6 完了届

工事の完了後7日以内に、認定を受けた建築物の認定に係る内容について完了届(様式9)を市へ提出すること。

## 7 完了検査

完了届を受理した後、市は、建築物が認定申請どおりに施工され、認定基準に適合しているか検査するものとし、認定基準に適合している場合は、検査済証(様式17)を交付する。

## 8 申請者の変更

申請者の氏名、住所に変更がある時は、申請者変更届(様式10)を市へ提出すること。

## 9 認定に係る計画の変更

認定通知書の交付後、認定に係る事項の変更等を行おうとする場合は、事前に市と協議し、用途認定に係る記載事項の変更届(様式11)に認定通知書の写し、変更内容がわかる書類、その他必要な書類を添えて市へ提出すること。

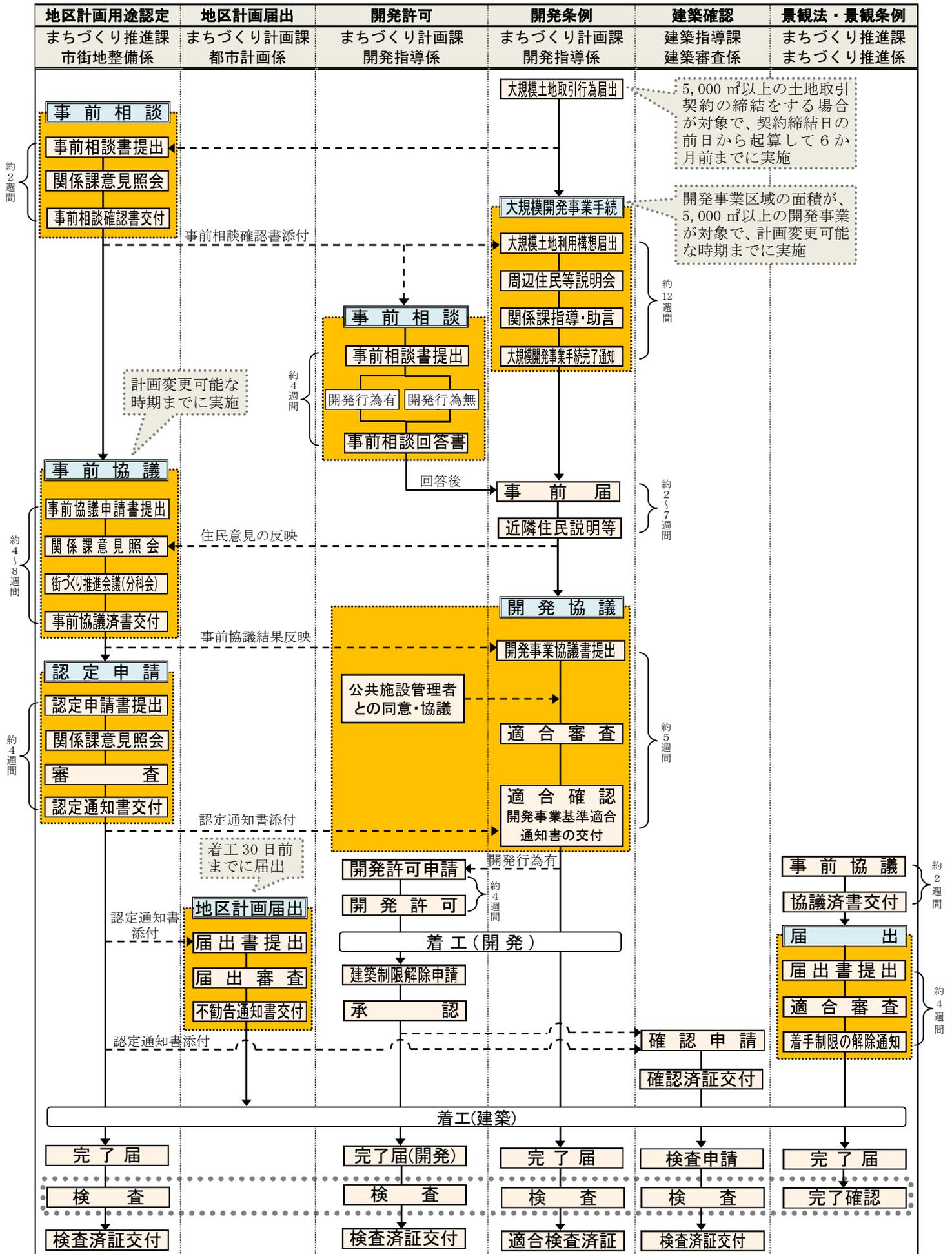
市は、認定に係る事項の変更等(軽微な変更を除く。)について、街づくり推進会議(分科会)へ報告するものとする。

## 10 取下げ

認定等に係る計画を中止する場合は、取下届(様式12)を市へ提出すること。

# 11 手続フロー

【認定に係る手続の流れ及びその他の法令等に基づく手続との関係】



## 12 市関係課

「1 事前相談」、「2 事前協議」及び「4 認定申請」において、地区の区分及び建築物の用途に応じて、まちづくり推進課から関係課に意見照会を行い、意見取りまとめのうえ、意見書を交付する。ただし、「4 認定申請」においては、意見書の交付はしない。

対象建築物及び市関係課は次表のとおりである。

【項目別対象建築物及び関係課一覧表】

番号	項目	認定基準 該当ページ	対象建築物※			市関係課
			A地区	B地区	C地区	
ア	新設道路	P4	全て	全て	全て	まちづくり推進課 まちづくり計画課 道路管理課
イ	歩道状空地	P5			全て	まちづくり推進課 まちづくり計画課 道路整備課
ウ	良好な道路環境の創出	P7	全て	全て	全て	まちづくり推進課 まちづくり計画課 道路管理課
エ	緑地帯	P8			全て	まちづくり推進課
オ	緑化率の最低限度	P9	全て	全て	全て	まちづくり推進課
カ	間口緑視率の確保	P11	全て	全て	全て	まちづくり推進課
キ	営業に伴う騒音や振動	P13		店舗等、 事務所		環境・公害対策課
ク	営業に伴う臭気	P13		店舗等、 事務所		環境・公害対策課
ケ	環境に優しい街づくりへの貢献	P14	全て	全て	全て	環境総務課 環境・公害対策課
コ	災害に強い街づくりへの貢献	P14		店舗等、 事務所	店舗等、 事務所	危機管理課

※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。

## 13 必要書類

認定を受けようとするものは、「1 事前相談」、「2 事前協議」及び「4 認定申請」の各手続において、次に掲げる書類を市へ提出すること。部数は、正副2部に加えて協議が必要な市担当課数分（まちづくり推進課分を除く）とする。